

名取市庁舎広告掲出実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、名取市有料広告掲載に関する要綱(平成22年名取市告示第9号)第4条第1項の規定に基づき、名取市(以下「市」という。)庁舎に掲出する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出場所)

第2 広告の掲出場所は、市庁舎エレベーター(以下「エレベーター」という。)内東側壁面中央部とする。

(広告の規格)

第3 広告の規格は、日本工業規格 A1サイズ縦(縦841mm×横594mm)とする。

(広告の掲出数)

第4 広告の掲出数は、エレベーター1基につき1枠とする。

(広告の掲出料)

第5 広告の掲出料は、月額3,000円とする。

(広告の優先順位)

第6 広告の掲出順位は、地域性及び公共性の高いものを優先するものとし、次の(1)から(5)までの順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの(以下「国等」という。)
- (2) 国等を除く市内に事業所を有する法人で、その事業内容が公共的性格を有する法人
- (3) 市内に事業所を有する法人で、(2)の法人以外の法人又は市内で事業を営む個人
- (4) (2)及び(3)の法人以外の法人又は(3)の個人以外の事業を営む個人
- (5) その他、市長がエレベーター内に広告を掲出することが適当であると認めるもの

(広告の申込期間)

第7 広告の申込期間は、1か月単位とし、連続掲出の申込期間は、各年度最大12か月とする。

(広告の作成)

第8 広告の作成は、広告の掲出の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)の負担によりアルミ複合板等で作成するものとする。

(広告物の掲出及び撤去)

第9 広告の掲出及び撤去は、広告主が行うものとする。

(広告の掲出期間)

第10 広告の掲出期間は、1か月単位とし、連続の掲出期間は、各年度最大12か月とする。ただし、更新は妨げない。

(広告料の納入)

第11 広告主は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告料を一括納入するものとする

(広告料の還付)

第12 広告料は、還付しない。ただし、市の都合により掲出ができなくなった場合はこの限りではない。

(広告の掲出取消し)

第13 市長は、行政運営上支障があるとき又は広告主が指定の期日までに広告料を納入しなかったときは、当該掲出を取消することができる。

(広告の掲出取下げ)

第14 広告主は自己の都合により、広告掲出を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲出を取下げた場合は、市長は、納入済みの広告料を返還しないものとする。

(広告内容の変更)

第15 広告主は、広告の掲出期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、市とあらかじめ協議しなければならない。

(広告主の責務)

第16 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(委任)

第17 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。